

は じ め に

本市教育委員会では、平成22年2月、本市の教育振興基本計画である「ゆめおり教育プラン」を策定いたしました。

本書は、この「ゆめおり教育プラン」の事務事業の状況を示すデータ集として活用いただくことはもとより、その他幅広くご利用いただければ幸いです。

【目 次】

頁

八王子市教育委員会教育目標・基本方針

八王子市教育委員会教育目標	1
八王子市教育委員会の基本方針	2
八王子市教育振興基本計画 ゆめおり教育プラン	4

教育委員会の概要

教育委員	9
歴代教育委員	10
歴代委員長・教育長	12
教育委員会の沿革	13
教育委員会の機構	18
教育定例会開催状況（平成22年度）	20
各種委員会等	21
教育委員会の職員数	23

市立小・中学校の概要

学校一覧	27
学校別施設の状況	30
小学校児童数一覧表	33
中学校生徒数一覧表	35
小学校学級数一覧表	36
中学校学級数一覧表	38
特別支援学級及び日本語学級一覧表	39
学校別児童生徒数の推移	41
学校数・学級数・児童生徒数の推移	44
中学校卒業者の進路状況・進学状況	47
教職員数	48
学校保健	50

教育行財政

八王子市一般会計歳入歳出決算（予算）額推移	55
平成23年度教育費当初予算	57
教育費の推移	58

平成22年度 教育施策の状況（データ集）

I 一人ひとりの「生きる力」を育成する

（1）学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の推進	65
（2）豊かな心を育む教育の推進	65
（3）健康な身体や体力を育む教育の推進	68
（4）一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	69

II 特色ある学校づくりを推進する

（1）9年間を見通した小中一貫教育の推進	78
（2）学校や地域の特色を生かした教育の推進	78

III 学校経営力・教職員の資質を高める

（1）学校経営力の向上	83
（2）教職員の資質の向上	83

IV 安全・安心な学校教育環境を整備する

（1）安全・安心な学校施設の整備	86
（2）学びを支える教育環境の整備	87

V 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高める

（1）地域住民や保護者の参画による学校の活性化	92
（2）学校・家庭・地域の連携・協働の仕組みづくり	93
（3）放課後の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり	97

VI 自ら学び体験する生涯学習を推進する

（1）学習に取り組む意欲を支える生涯学習の推進	101
（2）仲間とふれあい健全な心身を育むスポーツの振興	117
（3）郷土八王子の理解を深める文化の保存・継承	120

付表

八王子市教育委員会所管の施設

施設一覧	127
概要	133
位置図	168
市立小・中学校位置図	169

八王子市教育委員会教育目標

『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ』

八王子市教育委員会は、学校教育と社会教育の密接な連携のもと、子どもたちが自分らしさを発揮し、未来に対して夢をもって生きることのできる社会と、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指し、以下の教育目標に基づき、積極的に教育行政の推進を図る。

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 「あふれる元気」 〈健康な心身・活力〉
 - ・心身ともに健康で、生き生きとした人
- 「かがやく心」 〈豊かな知性と感性・個性〉
 - ・自ら学び考え、知性と感性を高めようとする人
- 「仲間とともに」 〈協調性・社会性〉
 - ・互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人
- 「はばたけ未来へ」 〈意欲・積極性〉
 - ・積極的に自分を高め、社会の向上に貢献しようとする人

の育成に向けた教育を推進する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学び支え合うことのできる社会の実現と家庭・学校及び地域が連携し、それぞれが責任を果たし、すべての市民の教育への参加を目指していく。

八王子市教育委員会の基本方針

八王子市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の基本方針に基づき、教育施策を推進する。

基本方針 1 人権尊重の精神の育成 社会貢献の精神の育成

- (1) 同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進する。
- (2) 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進する。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座などを通じて、家庭、地域と連携し、徳性の涵養を図る。
- (4) 基本的生活習慣や社会規範などに関する学習の機会や情報の提供などにより家庭教育の支援に努める。
- (5) 奉仕活動や体験活動などを通じて社会の一員としての自覚を高めるとともに、社会貢献の精神を育む。
- (6) 学校、家庭、地域と連携・協働し、豊かな心と健康なからだづくりを推進する。
- (7) いじめ、不登校などの多様な課題に対応する相談・支援機能の充実を図るとともに、互いに認め合い、ともに向上することができる学校づくりを推進する。

基本方針 2 豊かな個性の伸長 創造力の伸長

- (1) 児童生徒の学力実態に即して教育計画や指導内容・方法を改善するとともに、基礎、基本の徹底を図り、確かな学力を育成する。
- (2) 多様な教育方法を導入、拡充する。
 - ① 一人一人の能力、資質、特性を伸長できるカリキュラム開発や指導方法の改善充実を図る。
 - ② 習熟の程度や興味・関心に応じた学習集団の編成など個に応じた多様な教育を推進する。
 - ③ 各校種間の接続・連携を重視した教育を推進する。特に小中一貫教育実施に向けた取組みを推進し、小中学校間の連携強化、接続改善を図る。
- (3) 各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進する。
- (4) 発達段階に応じ、教育活動全体を通じた指導により望ましい職業観、勤労観を育成するとともに、夢や希望を育む進路指導の充実を図る。
- (5) 一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- (6) 豊かな人間関係を学び、個性や可能性を伸長できるよう、部活動の振興を図る。
- (7) 日本や世界の文化・伝統を学ぶ機会の充実を図り、郷土や国を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。
- (8) 大学等との連携、協力による専門研修の充実など教育の研修機会の拡充を図り、資質の向上に努める。

基本方針 3 市民の教育参加の推進 学校経営の改革の推進

- (1) 学校評議員や学校運営協議会などの制度を軸に、保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、地域に開かれ信頼される学校づくりを一層推進する。
- (2) 学校教育の改善に向けての各学校の自主性・自立性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援する。
- (3) 学校内外における子どもたちの安全を確保するため、学校安全体制及び地域ぐるみの防犯体制の整備を図る。
- (4) 学校をはじめとする教育施設等は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効果的な活用を推進する。
- (5) 学校規模、配置の適正化を図り、良好な教育環境の整備を図る。
- (6) 子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える観点から、家庭・地域の教育力向上を支援するとともに、学校との連携・協働を推進する。併せて、地域の人材や教育資源の積極的な活用を図る。

基本方針 4 生涯学習・スポーツ振興 文化の保存・継承

- (1) 生涯学習社会の充実に向け、大学、民間事業者等との連携を推進し、学習支援と学習機会の提供を図る。
- (2) 図書館、生涯学習センター等による学習や交流の機会並びに情報提供の充実に図る。
- (3) 科学に関する知識の共有化と探究心を育むとともに、科学を通じて交流を図る。
- (4) 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を図る。
- (5) 芸術・伝統文化に親しむ機会を提供し、市民による文化の創造・交流の場の充実に図る。
- (6) 八王子に伝わる有形・無形の文化財や郷土資料の保護及び公開・活用を図る。

(平成19年4月1日改定)

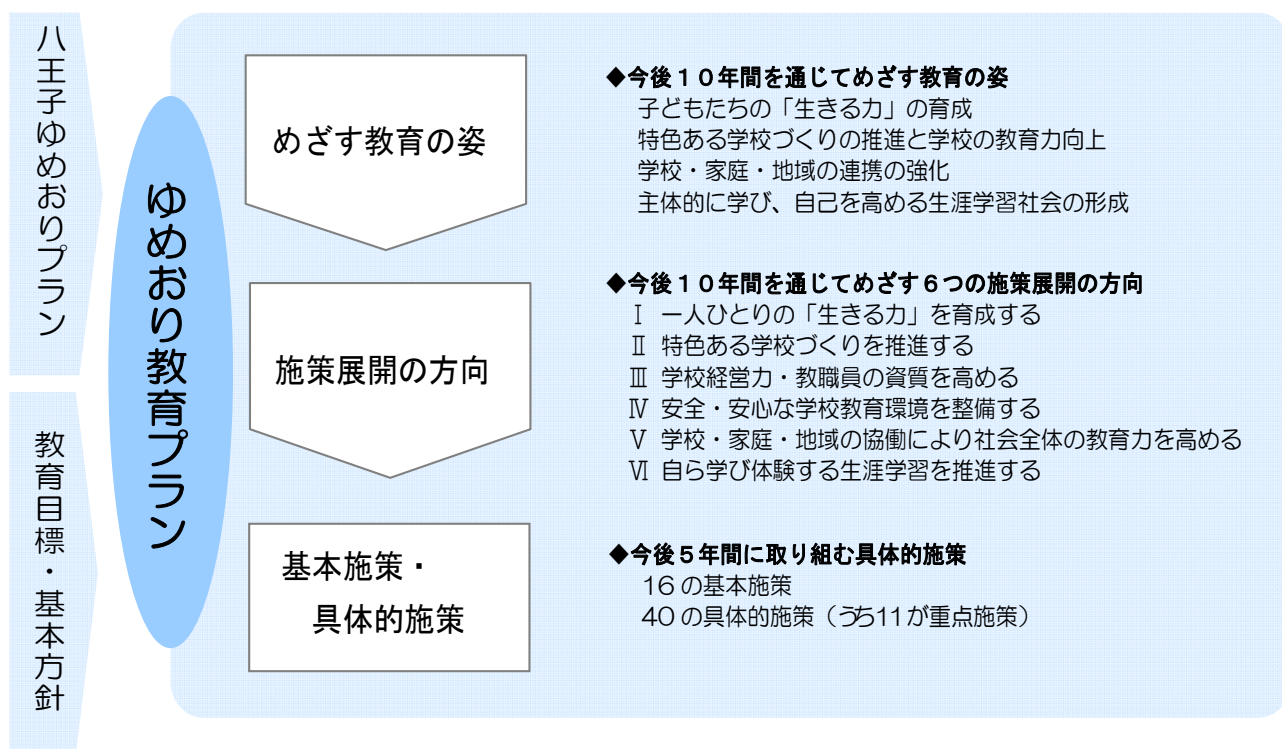
八王子市教育振興基本計画 ゆめおり教育プラン

八王子市教育委員会は、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」（平成15～24年度）のまちづくりの基本理念に基づく都市像「だれもがいつでも多様に学び豊かな文化を育むまち」の実現に向け、さまざまな教育施策に取り組んでいます。

国においては、平成18年12月に「教育基本法」が約60年ぶりに改正され、「人格の完成」や「個人の尊厳」といった普遍的な理念は大切にしつつ、新たに教育の目的を実現するための具体的な目標が示され、また「家庭教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」についても規定されました。そして、平成20年3月には「学習指導要領」が、それまでの「生きる力」を育む理念を引き継ぐかたちで改訂され、その理念を実現するための具体的な手立てが示されました。

八王子市教育委員会は、これら教育行政をとりまく法改正等の趣旨を踏まえ、「八王子ゆめおりプラン」の個別計画としての位置づけのもと、八王子市における教育の目標や方向性を明らかにするとともに、それらを実現するための具体的な施策を示す教育振興基本計画として、平成22年2月に「ゆめおり教育プラン」を策定しました。

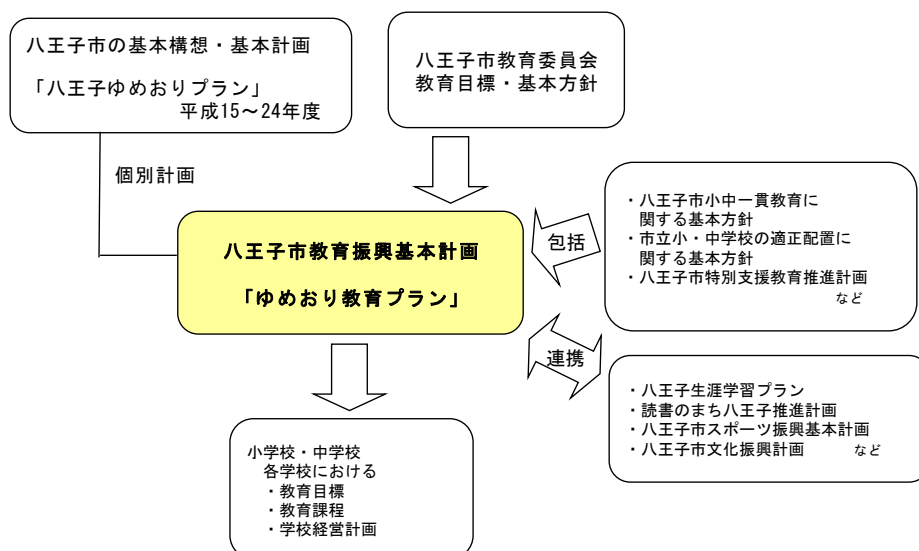
平成22年度を初年度とし、「八王子ゆめおりプラン」と教育委員会が定める「教育目標」「基本方針」をもとに、今後10年間を通じてめざす教育の姿と、それを具現化するための、施策展開の方向を明確にし、今後5年間に優先して取り組む40の具体的な施策を示しています。さらに11の施策を重点施策とし、八王子市教育委員会が推進する教育施策の特色を明確にしました。



【重点施策】

重点施策	
具体的施策	めざすもの
I 一人ひとりの「生きる力」を育成する 1 学力向上に向けた取組 2 人間性や社会性を育む教育の推進 6 情報教育の推進 10 体力向上に向けた取組 11 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「知・徳・体」三者のバランスのとれた教育の推進 ○ 情報活用能力及び情報モラルの向上 ○ 一人ひとりの教育ニーズを把握した、適切な教育の推進
II 特色ある学校づくりを推進する 15 小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育9年間を見通した教育活動の実施 ○ きめ細かな指導体制の確立
III 学校経営力・教職員の資質を高める 19 学校の自主性・自律性の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に信頼される開かれた学校づくり ○ 自律的な学校経営の推進
IV 安全・安心な学校教育環境を整備する 27 学校の適正配置の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動の効果を高める望ましい教育環境の整備
V 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高める 28 地域運営学校の推進 31 教育支援人材バンクの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の学校運営への参画の推進 ○ 地域の教育力の活用
VI 自ら学び体験する生涯学習を推進する 35 生涯学習の支援と学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校以外の場でのさまざまな学習や体験機会の充実

【関連図】



【施策体系図】

